

第2章 まちづくりの方針

1. 水と緑のまちづくり方針

目 標 水と緑に囲まれて 自然と身近にふれあえるまち

< 現況と課題 >

- ・帷子川は旭区が源流となっており、上川井など最上流部に残る森からの水と、農地や緑地のある住宅地からの雨水が主な水源です。支流には矢指川、二俣川、中堀川、新井川などがあります。
- ・昭和 30、40 年代には帷子川の源流部の丘陵地にまでおよぶ開発が急速に進み、樹林地や農地が失われ、アスファルトやコンクリートなどの地表面が増えました。また、人口増により汚水の排水量が急増し、それが河川に流入したために水質の悪化をもたらしましたが、近年では、下水道が 100%近く整備され、河川水質は大きく改善されました。
- ・宅地化により、自然の保水・遊水機能の低下や河川の水量の減少がみられます。一方、降雨時には、舗装された路面や建物を伝わり流入する雨水により急速に河川が増水するため、分水路を建設するなど治水対策を進めてきました。
- ・河川の護岸のコンクリート化や暗渠化、樹林の減少などにより、生物の生息場所が狭められてきています。
- ・横浜市緑の基本計画⁶で位置づけられた市の緑の7大拠点のうち、「三保・新治」、「川井・矢指」、「大池・今井・名瀬」の3つの拠点が旭区内の緑地を含んでおり、市内でも緑に恵まれた地域です。また、緑地保全地区⁷として、猪子山、南本宿、川井の3か所が指定されています。
- ・本市独自の緑地を保存する制度として、市民の森⁸やふれあいの樹林⁹を指定しています。
- ・市街化に伴い緑地は年々減少していますが、人々の生活の潤いを確保するためにも、身近に自然とふれあえるよう、水源等の樹林地を保全し、河川や緑など豊富な自然環境を生かしたまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・自然環境の保全・回復については、すべての人々が意識・関心を高め、様々な取り組みを行っていくことが必要となります。

⁶ 「都市緑地保全法」に基づき策定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

⁷ 「都市緑地保全法」に基づき、緑豊かな街をつくるため、将来にわたり緑地として保全する区域として指定され、開発などの土地利用が規制されます。

⁸ おおむね 2ha 以上のまとまりのある山林を対象に、所有者と原則 10 年間以上の契約を結び、市民の憩いの場として保全・活用するものです。平成 16 年 1 月現在、区内では追分、矢指、南本宿の 3 か所が指定されています。

⁹ 市街化区域内の小規模樹林（1～2ha 程度）を対象に、所有者と 10 年間以上の賃貸借契約を結び、市街地の貴重な緑を保全するとともに、地域のふれあいの場として活用するものです。平成 16 年 1 月現在、区内では白根、鶴ヶ峰、市沢の 3 か所が指定されています。

<まちづくり方針>

(1)水環境の保全と再生

帷子川水系の流域がもつ自然の水循環を回復し、まちに清流を取り戻すために、河川の水量確保や水質改善に取り組んでいきます。また、河川や水路は、生物の生息環境の保全に配慮しながら、誰もが水に親しめる環境づくりを進めます。

清流を取り戻すため水の循環のしくみをつくります

- ・河川の水質を改善するために、事業所等の汚濁発生源に対する規制・指導を進めるとともに、家庭からの生活排水対策も一層推進します。また、泥やごみのしゅんせつ、清掃を進めるとともに、動植物が生息できる環境を整え、川の自然浄化能力を高めていきます。農地やゴルフ場などでは環境に影響の少ない農薬を使用します。
- ・河川水量を確保するために、とくに帷子川源流域の樹林地の開発を防ぎ、水源林として積極的に保全をはかります。遊水池の環境整備や貯留施設に貯められた雨水の活用をはかります。
- ・降雨時の河川の増水が緩和されるよう、可能などころで雨水浸透ますを設置します。また、透水性舗装の歩道整備を積極的に実施します。なお、学校等の公共・公益施設、公園敷地内の可能な場所では、できるだけ雨水を貯留し、水路や池についても、降雨が浸透する構造にするなどの工夫をします。
- ・湧水の保全を行い、せせらぎ水路などへの活用を検討します。

生物の生息空間となる水と緑のネットワークをつくります

- ・多様な動植物の生息・生育空間となっている湿地や水路などの水辺をできる限り保全していきます。
- ・川沿いの自然の連続性を強めていくために、川辺の並木の整備などの緑化を進めます。また、ため池や遊水池、湧水のある樹林などの点的な環境資源を河川と結ぶため、水路沿いの緑化を進めます。
- ・学校などの公共施設や遊水池では、水辺を設置するなどビオトープ¹⁰づくりを進めます。

親しみのある水辺をつくります

- ・帷子川などの河川では、治水対策など安全面に配慮しながら、階段状の護岸や親水広場、プロムナードの整備や河川沿いの開発に関する公開空地の誘導などにより、誰もが水に親しめる環境づくりを進めます。
- ・自然が残されている川の源流付近で治水対策を行う場合は、周辺環境との調和に配慮して、できるだけ自然を保全しながら、水辺に親しめる小川アメニティなどとして整備します。
- ・二俣川などに流入する市街地における身近な水路では、憩いの空間となるよう、せせらぎや緑道として整備します。
- ・帷子川親水緑道や中堀川流域の白糸の滝周辺などでは、貴重な自然の資源を生かし、区民の憩いの場として環境を保全します。
- ・河川や水路、池の付近で公共公益施設を整備する際には、水辺の環境づくりに配慮します。

¹⁰ ドイツ語のBio（生き物）とTop（場所）の合成語で、「生物の生息空間」を意味します。野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のことです。

(2) 緑あふれるまちづくり

区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用をはかります。また、農地と樹林地が一体となった里山環境を保全します。

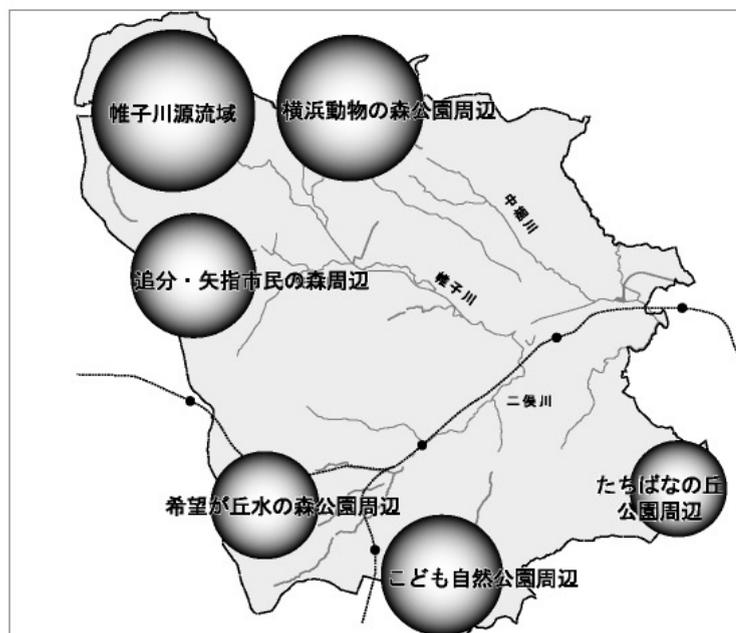
緑のネットワークを創出していくために、道路等の公共施設や河川沿いの緑化を進めます。あわせて、「旭区グリーンロード基本構想（P45 参照）」に基づく、豊かな緑を生かした安全・快適なまちづくりを推進します。また、地域の特性や区民のニーズを生かし、身近で魅力あふれる公園を計画的に整備します。

区の緑の拠点や緑地、農地を保全し活用します

（緑の拠点）

- ・ 横浜動物の森公園周辺、帷子川源流域、追分・矢指市民の森周辺、希望が丘水の森公園周辺、こども自然公園周辺、たちばなの丘公園周辺の各地区については、区の6つの緑の拠点として位置づけ、積極的な保全やそれぞれの特色にあわせた整備を行います。
- ・ 横浜動物の森公園周辺は、動植物などについて学習できる場として、より一層区民に親しまれるよう活用します。
- ・ 帷子川源流域は、湧水を活かし憩いの場としての水辺環境づくりを進めるとともに樹林地をできる限り保全していきます。
- ・ 追分・矢指市民の森周辺は、区民の憩い、ふれあいの場として活用します。
- ・ 希望が丘水の森公園周辺は、市街地内の湧水を保全し、環境学習の場として活用します。
- ・ こども自然公園周辺は、自然環境に配慮しながら、花見やバーベキューなど、家族で楽しめるアウトドアレクリエーションの場として活用します。
- ・ たちばなの丘公園周辺は、豊富な自然環境のなかで散策や畑仕事の体験などを行える施設整備を進めるとともに、付近の樹林をできる限り保全します。

< 区の6つの緑の拠点 >



(緑地保全の施策)

- ・将来に渡り保全していくことが望ましい緑地については、土地所有者の理解のもとに、緑地保全地区に指定します。
- ・追分、矢指、南本宿にある「市民の森」、白根、市沢、鶴ヶ峰にある「ふれあいの樹林」については、引き続き土地所有者の協力を得ながら、区民の憩い、ふれあいの場として保全・活用します。また、良好な樹林地については、新たに土地所有者の協力を得て保全・活用します。
- ・市街化区域内の規模の小さな樹林地などは、土地所有者の協力を得て、緑地保存地区¹¹として保全を進めます。
- ・樹林地での開発に際しては、条例等の基準に基づいて緑地の保存等に関する協定を締結し、開発区域内の緑地保全を進めます。
- ・地域住民に古くからまちの象徴などとして親しまれている故事・来歴のある樹木を、名木・古木として指定登録し、保存します。

< 緑地保全地区等 >



(農地)

- ・上川井など市街化調整区域内の優良な農地を農用地区域¹²や農業専用地区¹³として保全するとともに、農地や農業用施設の整備、農家の育成などにより地域農業の振興をはかります。

¹¹ 市街化区域にある、おおむね 1,000 m²以上の樹林地を対象に、土地所有者と5年もしくは10年間の保存契約を結び、市街地の身近な緑を保全するものです。

¹² 市街化調整区域内で農地が分布する一帯(農業振興地域)のなかで、優良な農地が指定されています。さまざまな農業施策が優先的に実施されるほか、相続税の軽減等税制上の優遇措置があります。

¹³ まとまりのある優良な農地を中心に、本市の要綱により指定されています。地域農業の振興のために、生産基盤の整備、農家組織の育成などの振興策を重点的に展開します。

- ・農体験などの区民と農との交流を通じて地域ぐるみで農業の振興をはかり、恵み豊かな里づくりを進めるため都岡恵みの里¹⁴でさまざまな取り組みを進めます。
- ・市民が気軽に農業を体験できる市民利用型農園として、栽培収穫体験ファーム¹⁵や市民利用型農園促進特区に基づく農園¹⁶の設置を進めます。
- ・農地と樹林地が一体となった里山の景観や、自然環境の維持などの多様な機能を評価し、里山景観を保全します。

まちなかに緑を増やします

- ・街路樹や駅前広場などの植栽の充実、学校等の公共施設の緑化を進めるとともに、遊歩道の整備などもあわせて行い、緑のネットワークづくりを進めます。緑化にあたっては、区の木（ドウダンツツジ）・区の花（あさがお）を取り入れるなど、樹木や草花の種類にも配慮します。
- ・開発や建替、土地利用転換に際しては、緑の景観が確保されるようできる限り緑化をはかります。また、工場など大規模施設では、事業者の協力を得ながら緑化を推進していきます。
- ・住宅地では、塀を生け垣にしたり、庭に木や花を植えるなど、身近に緑があり潤いの感じられる生活環境の実現をはかります。
- ・商業地など建物部分の割合の高い地区では、空地部分や屋上などの緑化を推進します。
- ・緑地協定¹⁷や地区計画¹⁸を活用し、緑化についてルールづくりを進めます。

魅力的で使いやすい公園をつくります

- ・身近な自然のなかで遊び、学べる総合公園として、市沢町と保土ヶ谷区にまたがる既存の樹林を生かしながら、たちばなの丘公園の整備を進めます。
- ・動植物の保護など地球環境について学べる公園として、横浜動物の森公園（ズーラシア）の整備を引き続き進めます。
- ・公園の新設・再整備は、区民のニーズや地域特性を踏まえて行います。
- ・草花や花木、庭園、芝生、噴水、モニュメントの設置などにより、特色ある魅力的な公園づくりを進めます。
- ・身近な公園が不足している地域では、優先的に街区公園などの整備を検討します。また、公園の配置にあたっては、区民利用施設や学校、福祉施設との併設を進め利用の増進をはかります。
- ・誰もが安全で使いやすいよう、遊具、ベンチ、トイレなどの機能やデザインに配慮します。

¹⁴ 地域の農家や農協等が主体となり、市民の参加・協力を得て、地域ぐるみで取り組む地域農産物の生産振興や農体験の場の整備などの事業に対し、市が支援する施策です。

¹⁵ 農家が農業経営の一環として開設する市民農園です。畑の準備から種・苗の準備は開設農家が行い、利用者は農家の栽培指導に従い、植え付けから収穫までを行います。本格的な野菜づくり、農作業体験ができます。

¹⁶ これまで市か農協のみに限られていた市民農園の開設を、農家や個人・法人でもできるよう、特定農地貸付法の規制緩和を行う特区として、平成15年8月に横浜市全域が認定されています。

¹⁷ 都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者全員の合意により締結される緑地の保全又は緑化に関する協定です。

¹⁸ 地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するために、建築物の形態等や道路、公園の配置などについて、区域内利害関係者の意向を反映させ、市町村が都市計画として定める計画です。

(3) みんなで取り組めるしくみづくり

旭区の豊かな自然環境を守り育てていくために、より多くの人々が水と緑の環境資源に対する関心を持ち、区民・企業・行政が協力、役割分担しながら取り組んでいくしくみをつくり、実施していきます。

自然環境に関する情報交換や学習の場を増やします

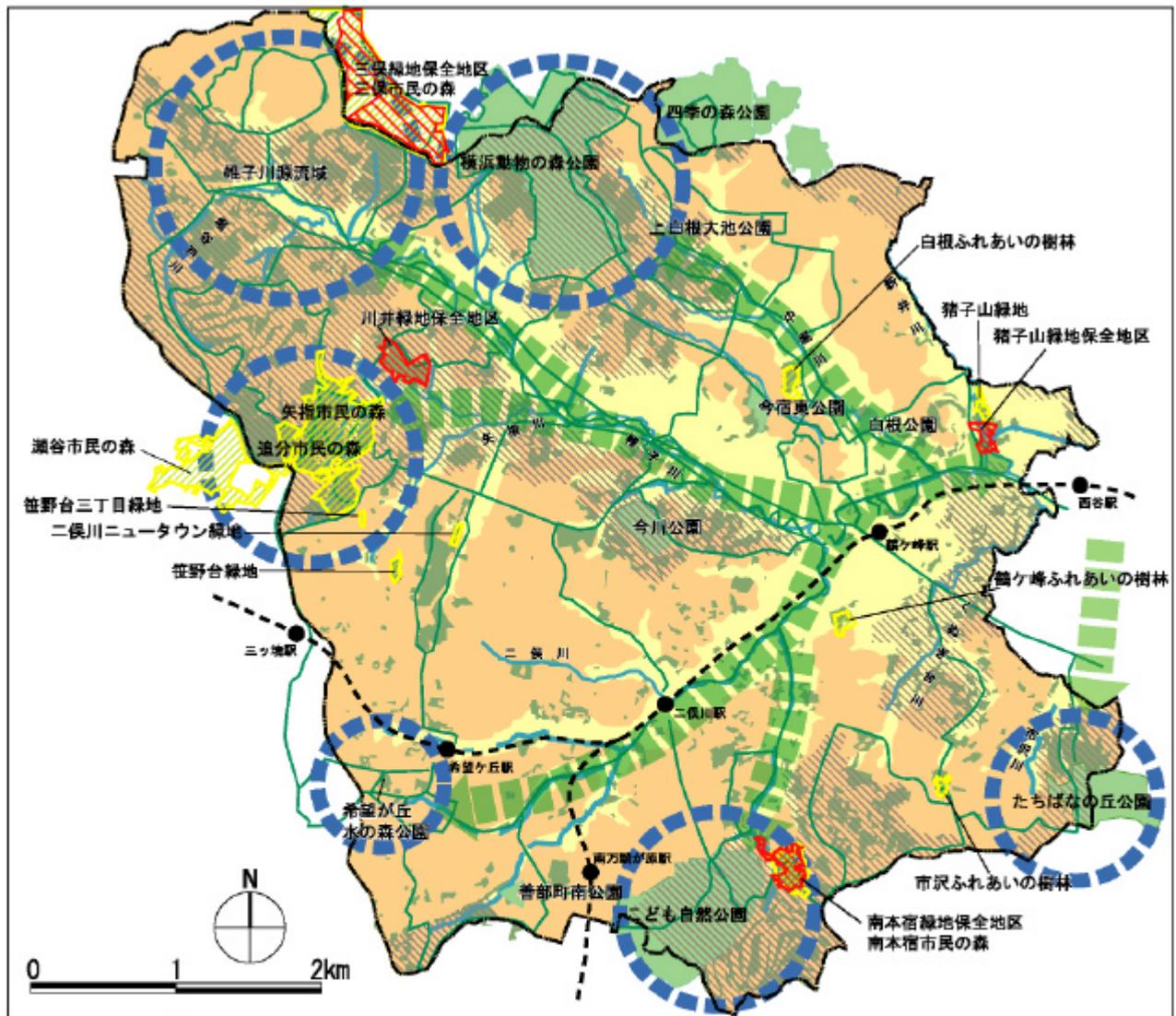
- ・自然環境に関する情報や、自然環境の保全・創出の方法などの情報を区民・事業者と共有できるよう、交流・情報交換のしくみづくりや場所の提供を行います。
- ・区民一人ひとりの自然環境に対する関心を高めていくために、PR活動やイベント開催など情報発信を行います。
- ・自然体験や農体験を通して環境学習ができる機会を設けていきます。また、子どもなど次世代への教育活動等を展開します。

木々の手入れをみんなの力でいきます

- ・水辺や緑地、公園の愛護会などの団体活動を推進します。
- ・区民が自発的に行う緑化への支援や、雨水浸透ますの設置に対する補助などを行います。
- ・街路樹や身近な公園・緑道などについて、日常の維持・管理（清掃、樹木剪定等）を周辺住民と行政とで役割分担できるようしくみをつくりまします。
- ・市民の森、ふれあいの樹林などの区民に公開する樹林地は、安全で快適に利用できるよう施設の管理を行います。また、愛護会による清掃などの管理活動を推進します。
- ・手入れを必要としている森などでは「森づくりボランティア」¹⁹による樹木の間伐などの取り組みを進めます。

¹⁹ 緑地の保全活動にかかわりたい団体に対し、市が活動場所をあっせんします。区民は、緑地を散策や自然観察などに利用するだけでなく、緑地保全の担い手として、より積極的に関わることが可能になります。

<水と緑のまちづくり方針図>



- | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|  | 緑の拠点 |  | グリーンロード
(P45参照) |  | 樹林地 |  | 標高60m未満 |
|  | 水と緑の軸 |  | 緑地保全地区 |  | 都市公園 |  | 標高60m以上 |
| | |  | 市民の森
ふれあいの樹林
市有地緑地 |  | 市街化調整区域 | | |